

告 示

鳥取県告示第412号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成30年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所等
 - (1) 第1型研修
日時 平成30年10月21日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
 - (2) 第1型講習
日時 平成30年10月21日（日）午後1時から午後5時まで
場所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
 - (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型講習（業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成30年11月16日（金）
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込期間
 - (1) 第1型研修 平成30年9月25日（火）から同年10月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (2) 第1型講習 平成30年9月25日（火）から同年10月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
 - (3) 第2型講習 平成30年10月22日（月）から同年11月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 6 受講料
 - (1) 第1型研修 5,000円
 - (2) 第1型講習 4,500円
 - (3) 第2型講習 4,500円
- 7 受講申込先及び問合せ先
公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
電話 0857-29-8590